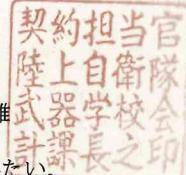


公 告

契約担当官
陸上自衛隊武器学校
会計課長 鳥倉 文雄



以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号	調達要求番号	物品番号	仕様書番号
4KU91FR00260	4KU01AY0001 0001		
品名 または 件名			
窒素ガス充てん装置の整備 ほか4件			
部品番号 または 規格			
仕様書のとおり			
使用器材名			
数量	単位	銘柄	使用期限等
1.00	ST		グループ
納地または工事場所		引渡場所	
武校		N-5 実習場（補給班、誘導武器科）	
搬入場所		納期または工期	
誘導武器科（補給班）		令和6年9月30日（月）	

上記項目を含む要求品目の内容については、品目等内訳書に記載する。

2 競争参加資格

次のいずれかであること

全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

武器学校総務部会計課

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：

入札日時場所：令和6年7月24日（水）11時00分 武器学校 入札室（本部庁舎1F）

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総合評議会 契約方式：一般競争

7 注意事項

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条の規定に該当しない者であること。なお未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備府長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、該当者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない理由を、該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- (6) 第4号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

ア 資本関係がある場合

次の（ア）又は（イ）に該当する二者の場合。ただし、（ア）については子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施工規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、（イ）について子会社の一方が会社更生法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。

（ア）親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

（イ）親会社と同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係がある場合

次の（ア）又は（イ）に該当する二者の場合。ただし、（ア）については更正会社又は再生手続中の会社である場合

は除く。

- (ア) 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号においても同じ。）が、他方の会社の役員を兼ねている場合。
- (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。
- ウ ア及びイに掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなどア又はイに掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合
- (7) 防衛省として、原価計算システムの適正性を確認できない状態にある者でないこと。（但し、市場価格方式による場合は除く。）

8 入札の方法

- (1) 競争は消費税抜きの価格相当額で行うので、入札書には見積もりした金額の110分の100に相当する金額を記載するものとする。
- (2) 郵便入札は「可」とする。
作成した入札書を小封筒に入れ、小封筒表に会社名、入札日、件名及び「入札書在中」と朱書きにより明記して封印したものと、資格審査結果通知書の写しを外封筒に入れ、外封筒にも、入札日、件名を記載し、郵便書留等にて入札日の前日15時00分までに本官の手元に届いたものに限り有効とする。
- (3) 1回目の入札において郵便入札があり、落札しない場合の再度入札は、官側が指定する日時において実施するものとする。

9 落札決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とする。
- (2) 契約金額は落札者の入札書に記載された金額の100分の110に相当する金額とする。尚、その金額に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てる。

10 違約金

落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

11 入札の無効

- (1) 第2項の参加資格のない者のした入札又は、入札条件に違反した入札
- (2) 「入札及び契約心得」第3章第6項に規定する暴力団排除の推進に関する誓約をしない場合、又は誓約に反する事態が生じた場合
- (3) 入札金額が明瞭でない入札及び入札者が誰であるか識別しがたい入札
- (4) 代理人で入札する場合、委任状が未提出の入札

12 契約書等の作成

- (1) 落札業者は落札決定後遅滞なく駐屯地用標準契約書に示す契約書等を作成するものとする。
- (2) 本契約については、駐屯地用標準契約書役務請負契約条項を適用する。
- (3) 特約条項は、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項とする。

13 その他

- (1) 入札及び契約心得について承諾のうえ参加するものとする。
- (2) 入札前に必ず令和4・5・6年度「資格審査結果通知書（全省庁統一資格）（写）」を提出又は、FAXにて送付するものとする。
- (3) 入札において代理人が入札する場合は、委任状を提出するものとする。
- (4) 新型コロナウィルス感染対策には十分配慮しているが、対策に万全を期すため郵便入札のさらなる推進及び入札室への入室開始を入札の10分前からとする。なお入札当日、風邪等症状のある方の入札への参加をご遠慮いただく場合があるので、承知されたい。
- (5) 市場価格調査の提出期限 令和6年7月23日（火）12時00分

14 問い合わせ先

入札に関する事項

〒300-0301 茨城県稻敷郡阿見町青宿121-1
陸上自衛隊 武器学校 総務部 会計課 契約班（担当：鳥倉 内線270）
電話 : 029-887-1171
FAX : 029-887-1332
e-mail : fin-admin-ordsh@inet.gsdf.mod.go.jp
(共用メールのためお急ぎの際は、電話連絡してください。)

仕様書に関する問い合わせ

陸上自衛隊 武器学校 第2教育部 誘導武器科（担当：下井 内線432）

陸上自衛隊 武器学校 仕様書

品名又は件名	仕様書番号	ODSGM-Z100001
窒素ガス充てん装置の整備	作成年月日	2024/6/3
	作成者氏名	下井 浩嗣
	作成部隊等	第2教育部誘導武器科

1 総則

1.1 適用範囲

本仕様書は陸上自衛隊武器学校において使用する窒素ガス充てん装置の整備について規定する。

1.2 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

- a) 仕様書 GLT-CG-Z500002Q 陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

2 設置場所

〒300-0301 茨城県稲敷郡阿見町青宿 121-1 陸上自衛隊 土浦駐屯地 武器学校
第2教育部誘導武器科N5実習場

3 整備に関する要求

3.1 整備対象品目

- a) ガスクリーナー (機器番号T-203-2)
- b) 安全弁
 - 1) G83-1004 (機器番号271154)
 - 2) G83-1002 (機器番号270860)
 - 3) G83-1002 (機器番号A37266)
 - 4) G83-1003 (機器番号374020)
- c) 高圧ガス設備

3.2 整備の方式

整備の方式は確定作業方式とし、確定作業は表-1による。

表-1 確定作業表

作業名	作業内容
取り外し	窒素ガス充てん装置から安全弁を取り外す。 輸送は契約の相手方が行うものとする。
安全弁	安全弁の磨耗、損傷及び機能を点検、調整し試験する。
作動試験	この際、試験状況等の写真撮影を行う。
肉厚測定	ガスクリーナーの定点肉厚測定を行う。 この際、試験状況等の写真撮影を行う。
調整	器材等の機能を正常に作動させるために必要な矯正を行う。

取り付け	窒素ガス充てん装置に安全弁を取り付ける。 輸送は契約の相手方が行うものとする。
気密試験	装置の気密試験を行う。 この際、試験状況等の写真撮影を行う。

3.3 修理基準

表-2によるほか、本装置製造会社内規格に準ずる。

表-2 修理基準表

項目	法による数値等
ガスクリーナー	5.0mm以上
気密試験	10分以上放置
安全弁吹き始め圧力	常用の圧力の1.1倍以下の作動

4 監督及び検査

監督及び検査は、契約担当官の定める監督及び検査実施要領による。

5 完成検査

表-3に示すとおりとする。

表-3 完成検査表

番号	検査項目	検査方法	規格値等
1	外観	目視による	有害な傷・割れ等がない
2	試験等成績	成績証明書の審査	3.2を満足すること
3	気密試験	常用の圧力以上の圧力で行う	高圧ガス保安法の規定する規格内にあること
4	機能試験	作動点検	正常に作動すること

6 提出書類

- a) 表-1で実施した試験結果及び検査結果を提出する。
なお写真撮影の実施を規定している項目についてはその写真を添付するものとする。
- b) 8 b)、8 c)に示す証明書・成績書を提出する。

7 保証

保証期間は完成検査合格後3ヶ月とし、その期間内に不具合が発生し原因が契約の相手方側に起因すると判明した場合、契約の相手方は無償にて修理を行うものとする。

なお、この判定は、官側と契約の相手方側双方の協議により行い決定する。

ただし最終決定権は官側にあるものとする。

8 その他の指示

- a) 物品の授受

安全弁の受け渡しは官側の指定する場所とする。

- b) 部品及び副資材（以下「部品等」という）は官給しない。

- 1) 使用部品等は、本機器製造会社純正部品を使用する。

このとき製造会社又は正規代理店発行の供給証明書を提出すること。

- 2) 部品等の返納

交換済み部品等は、すべて官側に返納する。

- c) 安全弁の検査は製造会社発行の検査成績書を提出すること。

9 仕様書の疑義

契約の相手方は、この仕様書について疑義を生じた場合は、契約担当官等を通じて要求元と協議するものとする。

陸上自衛隊 武器学校 仕様書

品名又は件名	仕様書番号	ODSGM-Z100001
移動式アルゴンガス充てん装置の整備 (器材番号017)	作成年月日	2024/6/3
	作成者氏名	下井 浩嗣
	作成部隊等	第2教育部誘導武器科

1 総則

1.1 適用範囲

本仕様書は陸上自衛隊武器学校において使用する移動式アルゴンガス充てん装置の整備について規定する。

1.2 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

- a) 仕様書 GLT-CG-Z500002Q 陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

2 設置場所

〒300-0301 茨城県稲敷郡阿見町青宿 121-1 陸上自衛隊 土浦駐屯地 武器学校
第2教育部誘導武器科N5実習場

3 整備に関する要求

3.1 整備器材

器材番号 017

3.2 整備対象品目

- a) 混合吸着フィルター (機器番号T-1)

- b) 安全弁

1) HSV-3 安全弁 (機器番号SV02E88)

2) SV-6 HA 安全弁 (機器番号02055)

- c) 高圧ガス設備

3.3 整備の方式

整備の方式は確定作業方式とし、確定作業は表-1による。

表-1 確定作業表

作業名	作業内容
取り外し	移動式アルゴンガス充てん装置から安全弁を取り外す。 輸送は契約の相手方が行うものとする。
安全弁 作動試験	安全弁の磨耗、損傷及び機能を点検、調整し試験する。 この際、試験状況等の写真撮影を行う。
肉厚測定	混合吸着フィルターの定点肉厚測定を行う。 この際、試験状況等の写真撮影を行う。
調整	器材等の機能を正常に作動させるために必要な矯正を行う。

取り付け	移動式アルゴンガス充てん装置に安全弁を取り付ける。 輸送は契約の相手方が行うものとする。
気密試験	装置の気密試験を行う。 この際、試験状況等の写真撮影を行う。

3.4 修理基準

表-2によるほか、本装置製造会社社内規格に準ずる。

表-2 修理基準表

項目	法による数値等
混合吸着フィルター	6.7mm以上
気密試験	10分以上保持
安全弁吹き始め圧力	常用の圧力の1.1倍以下の作動

4 監督及び検査

監督及び検査は、契約担当官の定める監督及び検査実施要領による。

5 完成検査

表-3に示すとおりとする。

表-3 完成検査表

番号	検査項目	検査方法	規格値等
1	外観	目視による	有害な傷・割れ等がない
2	試験等成績	成績証明書の審査	3.3を満足すること
3	気密試験	常用の圧力以上の圧力で行う	高圧ガス保安法の規定する規格内にあること
4	機能試験	作動点検	正常に作動すること

6 提出書類

- a) 表-1で実施した試験結果及び検査結果を提出する。
なお写真撮影の実施を規定している項目についてはその写真を添付するものとする。
- b) 8 b)、8 c)に示す証明書・成績書を提出する。

7 保証

保証期間は完成検査合格後3ヶ月とし、その期間内に不具合が発生し原因が契約の相手方側に起因すると判明した場合、契約の相手方は無償にて修理を行うものとする。

なお、この判定は、官側と契約の相手方側双方の協議により行い決定する。
ただし最終決定権は官側にあるものとする。

8 その他の指示

- a) 物品の授受
安全弁の受け渡しは官側の指定する場所とする。
- b) 部品及び副資材（以下「部品等」という）は官給しない。
 - 1) 使用部品等は、本機器製造会社純正部品を使用する。

このとき製造会社又は正規代理店発行の供給証明書を提出すること。

2) 部品等の返納

交換済み部品等は、すべて官側に返納する。

c) 安全弁の検査は製造会社発行の検査成績書を提出すること。

9 仕様書の疑義

契約の相手方は、この仕様書について疑義を生じた場合は、契約担当官等を通じて要求元と協議するものとする。

陸上自衛隊 武器学校 仕様書		
品名又は件名	仕様書番号	ODSGM-Z100001
移動式アルゴンガス充てん装置の整備 (器材番号110)	作成年月日	2024/6/3
	作成者氏名	下井 浩嗣
	作成部隊等	第2教育部誘導武器科

1 総則

1.1 適用範囲

本仕様書は陸上自衛隊武器学校において使用する移動式アルゴンガス充てん装置の整備について規定する。

1.2 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

- a) 仕様書 GLT-CG-Z500002Q 陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

2 設置場所

〒300-0301 茨城県稲敷郡阿見町青宿121-1 陸上自衛隊 土浦駐屯地 武器学校
第2教育部誘導武器科N5実習場

3 整備に関する要求

3.1 整備器材

器材番号 110

3.2 整備対象品目

- a) 昇圧機AGT15/75 (No. 703-402)
- b) 混合吸着フィルター (機器番号T-1)
- c) 安全弁

- 1) HSV-3安全弁 (機器番号SVO2E01)
- 2) SV-6HA安全弁 (機器番号O1761)

3.3 整備の方式

整備の方式は確定作業方式とし、確定作業は表-1による。

表-1 確定作業表

作業名	作業内容
取り外し	移動式アルゴンガス充てん装置から安全弁を取り外す。 輸送は契約の相手方が行うものとする。
開放検査	昇圧機の目視検査・肉厚測定（定点観測）及び非破壊検査を行う。 この際、検査状況等の写真撮影を行う。
安全弁	安全弁の磨耗、損傷及び機能を点検、調整し試験する。

作動試験	この際、試験状況等の写真撮影を行う。
肉厚測定	混合吸着フィルターの定点肉厚測定を行う。 この際、試験状況等の写真撮影を行う。
調整	器材等の機能を正常に作動させるために必要な矯正を行う。
取り付け	移動式アルゴンガス充てん装置に安全弁を取り付ける。 輸送は契約の相手方が行うものとする。
気密試験	装置の気密試験を行う。 この際、試験状況等の写真撮影を行う。

3.4 修理基準

表-2によるほか、本装置製造会社社内規格に準ずる。

表-2 修理基準表

項目	法による数値等
昇圧機	15ガスバレル 0.4mm以上 75ガスバレル 2.8mm以上
混合吸着フィルター	6.7mm以上
気密試験	10分以上保持
安全弁吹き始め圧力	常用の圧力の1.1倍以下の作動

4 監督及び検査

監督及び検査は、契約担当官の定める監督及び検査実施要領による。

5 完成検査

表-3に示すとおりとする。

表-3 完成検査表

番号	検査項目	検査方法	規格値等
1	外観	目視による	有害な傷・割れ等がない
2	試験等成績	成績証明書の審査	3.3を満足すること
3	気密試験	常用の圧力以上の圧力で行う	高圧ガス保安法の規定する規格内にあること
4	機能試験	作動点検	正常に作動すること

6 提出書類

- a) 表-1で実施した試験結果及び検査結果を提出する。
なお写真撮影の実施を規定している項目についてはその写真を添付するものとする。
- b) 8 b)、8 c)に示す証明書・成績書を提出する。

7 保 証

保証期間は完成検査合格後3ヶ月とし、その期間内に不具合が発生し原因が契約の相手方側に起因すると判明した場合、契約の相手方は無償にて修理を行うものとする。

なお、この判定は、官側と契約の相手方側双方の協議により行い決定する。

ただし最終決定権は官側にあるものとする。

8 その他の指示

a) 物品の授受

安全弁の受け渡しは官側の指定する場所とする。

b) 部品及び副資材（以下「部品等」という）は官給しない。

1) 使用部品等は、本機器製造会社純正部品を使用する。

このとき製造会社又は正規代理店発行の供給証明書を提出すること。

2) 部品等の返納

交換済み部品等は、すべて官側に返納する。

c) 安全弁の検査は製造会社発行の検査成績書を提出すること。

9 仕様書の疑義

契約の相手方は、この仕様書について疑義を生じた場合は、契約担当官等を通じて要求元と協議するものとする。

陸上自衛隊 武器学校 仕様書

品名又は件名	仕様書番号	ODSGM-Z100001
移動式アルゴンガス充てん装置の整備 (器材番号001)	作成年月日	2024/6/3
	作成者氏名	下井 浩嗣
	作成部隊等	第2教育部誘導武器科

1 総則

1.1 適用範囲

本仕様書は陸上自衛隊武器学校において使用する移動式アルゴンガス充てん装置の整備について規定する。

1.2 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

- a) 仕様書 GLT-CG-Z500002Q 陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

2 設置場所

〒300-0301 茨城県稲敷郡阿見町青宿 121-1 陸上自衛隊 土浦駐屯地 武器学校
第2教育部誘導武器科N5実習場

3 整備に関する要求

3.1 整備器材

器材番号 001

3.2 整備対象品目

- a) ガスブースター（外観検査）
- b) 混合吸着フィルター
- c) 安全弁
 - 1) 安全弁 9
 - 2) 安全弁 12
- d) 高圧ガス設備

3.3 整備の方式

整備の方式は確定作業方式とし、確定作業は表-1による。

表-1 確定作業表

作業名	作業内容
取り外し	移動式アルゴンガス充てん装置から安全弁を取り外す。 輸送は契約の相手方が行うものとする。
安全弁 作動試験	安全弁の磨耗、損傷及び機能を点検、調整し試験する。 この際、試験状況等の写真撮影を行う。
肉厚測定	混合吸着フィルターの定点肉厚測定を行う。

	この際、試験状況等の写真撮影を行う。
調整	器材等の機能を正常に作動させるために必要な矯正を行う。
取り付け	移動式アルゴンガス充てん装置に安全弁を取り付ける。 輸送は契約の相手方が行うものとする。
気密試験	装置の気密試験を行う。 この際、試験状況等の写真撮影を行う。

3.4 修理基準

表-2によるほか、本装置製造会社社内規格に準ずる。

表-2 修理基準表

項目	法による数値等
混合吸着フィルター	6.7mm以上
気密試験	10分以上保持
安全弁吹き始め圧力	常用の圧力の1.1倍以下の作動

4 監督及び検査

監督及び検査は、契約担当官の定める監督及び検査実施要領による。

5 完成検査

表-3に示すとおりとする。

表-3 完成検査表

番号	検査項目	検査方法	規格値等
1	外観	目視による	有害な傷・割れ等がない
2	試験等成績	成績証明書の審査	3.3を満足すること
3	気密試験	常用の圧力以上の圧力で行う	高圧ガス保安法の規定する規格内にあること
4	機能試験	作動点検	正常に作動すること

6 提出書類

- a) 表-1で実施した試験結果及び検査結果を提出する。
なお写真撮影の実施を規定している項目についてはその写真を添付するものとする。
- b) 8 b)、8 c)に示す証明書・成績書を提出する。

7 保証

保証期間は完成検査合格後3ヶ月とし、その期間内に不具合が発生し原因が契約の相手方側に起因すると判明した場合、契約の相手方は無償にて修理を行うものとする。
なお、この判定は、官側と契約の相手方側双方の協議により行い決定する。
ただし最終決定権は官側にあるものとする。

8 その他の指示

a) 物品の授受

安全弁の受け渡しは官側の指定する場所とする。

b) 部品及び副資材（以下「部品等」という）は官給しない。

1) 使用部品等は、本機器製造会社純正部品を使用する。

このとき製造会社又は正規代理店発行の供給証明書を提出すること。

2) 部品等の返納

交換済み部品等は、すべて官側に返納する。

c) 安全弁の検査は製造会社発行の検査成績書を提出すること。

9 仕様書の疑義

契約の相手方は、この仕様書について疑義を生じた場合は、契約担当官等を通じて要求元と協議するものとする。

陸上自衛隊 武器学校 仕様書		
品名又は件名	仕様書番号	ODSGM-Z100001
アルゴンガス充てん装置安全弁の整備	作成年月日	2024/6/3
	作成者氏名	下井 浩嗣
	作成部隊等	第2教育部誘導武器科

1 総則

1.1 適用範囲

本仕様書は陸上自衛隊武器学校において使用するアルゴンガス充てん装置安全弁の整備について規定する。

1.2 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

- a) 仕様書 GLT-CG-Z500002Q 陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

2 設置場所

〒300-0301 茨城県稲敷郡阿見町青宿 121-1 陸上自衛隊 土浦駐屯地 武器学校
第2教育部誘導武器科N5実習場

3 整備に関する要求

3.1 整備対象品目

標準型安全弁 420K-3A (機器番号 62-743)

3.2 整備の方式

整備の方式は確定作業方式とし、確定作業は表-1による。

表-1 確定作業表

作業名	作業内容
分解	鋼製部品を取り外して小部品または単一部品に分解する。 ただし、分解は点検・計測の可能な範囲までとする。
点検	目視・触手・測定器等により磨耗・損傷・機能等の状態を点検・計測し、修正または交換の要否を判定する。
組立	分解された小組部品または単一部品を組み立てる。
作動試験	安全弁組み立て後、高圧ガス保安法に規定する作動試験を実施する。また、試験の写真撮影を行う。
調整	器材等の機能を正常に作動させるため、必要な矯正を行う。

3.3 修理基準

表-2によるほか、本装置製造会社社内規格に準ずる。

表-2 修理基準表

項目	法による数値等
吹始め圧力	常用の圧力の1.1倍以下で作動

4 監督及び検査

監督及び検査は、契約担当官の定める監督及び検査実施要領による。

5 完成検査

表-3に示すとおりとする。

表-3 完成検査表

番号	検査項目	検査方法	規格値等
1	外観	目視による	有害な傷・割れ等がない
2	試験等成績	成績証明書の審査	3.2を満足すること

6 提出書類

- a) 表-1で実施した試験結果及び検査結果を提出する。
なお写真撮影の実施を規定している項目についてはその写真を添付するものとする。
- b) 8 b)、8 c)に示す証明書・成績書を提出する。

7 保証

保証期間は完成検査合格後3ヶ月とし、その期間内に不具合が発生し原因が契約の相手方側に起因すると判明した場合、契約の相手方は無償にて修理を行うものとする。

なお、この判定は、官側と契約の相手方側双方の協議により行い決定する。

ただし最終決定権は官側にあるものとする。

8 その他の指示

- a) 物品の授受
安全弁の受け渡しは官側の指定する場所とする。
- b) 部品及び副資材（以下「部品等」という）は官給しない。
 - 1) 使用部品等は、本機器製造会社純正部品を使用する。
このとき製造会社又は正規代理店発行の供給証明書を提出すること。
 - 2) 部品等の返納
交換済み部品等は、すべて官側に返納する。
- c) 安全弁の検査は製造会社発行の検査成績書を提出すること。

9 仕様書の疑義

契約の相手方は、この仕様書について疑義を生じた場合は、契約担当官等を通じて要求元と協議するものとする。